令和5年度 小曽根第2ポンプ場 ゲート設備更新工事

特記仕様書

豊中市上下水道局技術部 下水道施設課

目 次

		H V
第1章	総	則1
第 1	条	一般事項1
第 2	2 条	計画概要、本工事の概要および指定部分工事概要1
第 3	3 条	既設施設3
第 4	1 条	試運転3
第 5	条	分離発注5
第 6	条	重要仮設処理施設の事故防止対策5
第 7	条	積上げ計上項目6
第 8	条	アスベスト調査等7
第 9	条	発注図データの貸与8
第 1	0条	契約不適合責任期間8
第 1	1条	4週8休工事について8
第 1	2条	工事施工チェックシートの使用8
第2章	機械	設備工事9
§ 1	神崎	川ゲート9
第3章	複合	计工
§ 1	鋼製	加工品類10
§ 2	基礎	I 11
第4章	撤去	₹ I 12
§ 1	撤去	機器
§ 2	撤去	鋼製加工品類
§ 3	撤去	基礎工 14
第5章	仮設:	$oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{ol{ol}}}}}}}}}}}}}}}}}}} $
§ 1	概要	
§ 2	仮設	計画 15

第1章 総 則

第 1 条 一般事項

本工事は、契約書、設計書、本特記仕様書、図面、及び機械・電気設備工事一般仕様書等により施工する。

第 2 条 計画概要、本工事の概要および指定部分工事概要

計画概要、本工事の概要および指定部分工事概要については、下記のとおりとする。

1. 計画概要

	施設名称		全体計画	事業計画	既設	今回
計	旭 政		(m³/秒)	(m³/秒)	(m³/秒)	(m³/秒)
画						
雨						
水	小曽根第2ポンプ場	ij	11.863	11.863	12.794	_
量						
		<u>\(\frac{1}{4} \) \(\frac{1}{4} \)</u>	軸斜流ポンプ:	揚水量 285m	13/分 2台	
ポン	/プ場の概要			揚水量 190m	13/分 1台	
(現況及び増設計画等)				揚水量 190m	13/分 2台	
				揚水量 47m	13/分 1台	

2 本丁事の概要

	1			
	新規	増設	改築	
				ゲート設備
				沈砂池設備
				除じん設備
				ポンプ設備
				換気・脱臭設備
				その他(電気設備工事)
本工事の内容				
,				
	1 54 14	ケのおい	→1H	**** フォボリビー・乳供の14/20万
				な流口にある神崎川ゲート設備の改築更
		_ , , , _	•	器の据付、架台の設置、既設機器の撤
		設架台の		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		,		大ゲート 1門
本工事の概要				歩廊 1式
	また、	ゲート設	備の据付	た伴う現場盤等の設置する電気設備工
	事を含	む工事。		
	<u> </u>			

3. 指定部分工事の概要

指定部分工事の有無	□有(完成期限 令和	年	月 日)	無
指定部分工事の概要				

第	3	条	既設施設
			本工事は、処理能力の増設工事(■改築を含む)、新規設置工事で、
			あるので、本条を適用する。
			ないので、本条を適用しない。
		1.	既存施設を十分調査の上、既設施設の設計思想を理解し、施設全体の機能を十分発揮させ
			るようにするとともに、維持管理、保守点検等に支障がないように機器製作、施工を行う。
		2.	工事現場においては、現地作業内容手順等を十分検討の上、養生等事前処置及び復旧を適
			切に実施し、既設機器の運転に支障がないように工事を行う。
			当該処理場・ポンプ場の環境条件は、下記に示すとおりである。
		(1)	地盤沈下が生じやすい場所()
		(2)	塩害を受ける場所(放流口)
			流入水の塩化物イオン濃度()
		(3)	雷が多い場所
		(4)	施設内で特に湿潤な個所()

□ (7) 既往水位 (m)

指定あり 第4種〔55~65 dB〕敷地境界

(10) 振動規制区域について

(5) 施設内で爆発性ガスのある個所

(6) 施設内で腐蝕性ガスのある個所

指定あり 第2種(Ⅱ) [60~65 dB] 敷地境界

(11) 悪臭規制区域について

指定あり 〔第1号規制〕 敷地境界 〔第2号規制〕 排出口

)

第 4 条 試運転

本工事の試運転については、以下のとおりとする。

- □ 1. 本工事は総合試運転を行うので下記(1)項を適用する。
- □ 2. 本工事は総合試運転を別途工事で行うので下記(2)項を適用する。
- 3. 本工事には、総合試運転を含んでいない。
- □ 4. 本工事は、性能確認運転を行う。
 - 5. 本工事は組合せ試験を
 - □ 含む。 関連工事: 関連工事:
 - 含まない。
 - 6. 本工事は単体調整試験を
 - ■含む。
 - □含まない。

(1)	総合試運転を本	本工事で行う場合						
1)	総合試運転実	実施設備及び実施	期間					
	(処理場)	水処理関係			沈砂池	設備		
					水処理	2設備		
					主ポンプ	プ設備		
					送風機	き設 備	(日間)
		汚泥処理関係			汚泥処3	理設備		
					汚泥焼	却設備	(日間)
2)	総合試運転関	開始予定日は、令	和	年	月	日であ	る。	
	なお、本工事部	分の据付は原則と	として	総合	試運転開	開始の約	60 日前に第	完了すること。 た
	だし、日数につ	いては監督職員の	り指示	によ	り変更す	つること	がある。ま	た、各設備の試運
	転調整は総合試	運転開始の約 10	日前に	こ完	了するこ	と。		
3)	総合試運転に	は、別に定める「	総合詞	大運車	云の手引」	による	ものとする	ó.
4)	総合試運転に	こ要する下記該当	費用に	は、受	を注者の	負担とす	る。	
	□ 電力、燃料	斗、薬品費						
	□ 相当負荷供	共給設備費(場内	部分)					
	□ 相当負荷供	共給設備費(場外	部分)					
	□ 場内返流力	k設備費						
	□ 試験・分析	斤測定費(B	引する	5事項)			
	□ 相当負荷」	上水費						
	□ 相当負荷コ	口業用水費						
	□ その他							
5)	下記設備は、	総合試運転の対	象外と	する	; 。			
	()			
6)	実負荷にて性	性能検査を行う設	備					
	□ 汚泥機械淵	農縮設備						
	□ 汚泥脱水部							
	□ 汚泥焼却認							
	□ その他()			
7)	総合試運転で	行う設備の性能権	食査は	、日	本下水道	直事業団(の「総合試	運転の手引」に準
	じるが、汚泥機	被機械機構設備、汚浴	尼脱水	設備	にかかれ	つる性能	確認の項目	、内容は標準仕様
	書による。							
(2)	総合試運転を別	川途工事で行う場	合					
	機能保持につい	いて						
	総合試運転の開	始予定日は、令和	旬	年	月	日とす	る。総合試	運転開始までの設
備	前の機能保持に必	要な措置は、機材	戒・電	気設	'備工事−	一般仕様	書による。	措置方法について
13	は書類にて監督職	員に提出し承諾を	を受け	た後	、その指	昔置を行	うこと。	

第 5 条 分離発注

本工事は、分離発注(主要機器を発注した後に、別途補機設備を発注する方式)工事で

- □ あるので、本条を適用する。
- ないので、本条を適用しない。 本工事は、分離発注のうち
- □ 主要機器に係る工事であるので、1項を適用する。
- □ 補機設備に係る工事であるので、2項を適用する。
- 1. 主要機器に係る工事
- (1) 受注者は、本特記仕様書、図面、および機械・電気設備工事一般仕様書に基づいて主要機器の設計、製作および施工承諾図書等を作成すると共に、関連補機設備に係る参考資料を提出する。この参考資料は、「基本設計」に準拠したもので現場状況を十分把握して作成する。なお、「基本設計」の内容は、監督職員が受注者に明示する。
- (2) 参考資料の作成は、次による。
 - 1) 作成範囲は、別途定める範囲とする。
 - 2) 作成内容は、「実施設計業務委託一般仕様書」に準拠して、補機設備の詳細設計を作成するに必要なものとする。
 - 3) 提出期限は、契約締結後 3 ヶ月を原則とするが、監督職員との協議により変更することができる。
 - 4) 参考資料のうちの取り合い関係図等は、関連工事の受注者と十分に調整して作成し、 監督職員に提出する。
 - 5) 本工事の主要機器に含まれていないが(1)の作成範囲に含まれる他の主要機器についても、補機設備と同様に扱い参考資料を作成する。
 - 6) 提出部数は2部とする。
- (3) この参考資料は、完成検査の出来形の対象とはしない。
- 2. 補機設備に係る工事
- (1) 受注者は、本特記仕様書、図面、および一般仕様書に基づいて、補機設備(主要機器の 一部を含む場合がある)の設計、製作および施工承諾図書を作成する。
- (2) 承諾図書の作成に当り、参考資料の中から使用可能なものは、使用を妨げない。
- (3) 本工事に含まれる主要機器に係る未発注の補機設備の参考資料は、(1)に準じて作成し提出する。

第 6 条 重要仮設処理施設の事故防止対策

本工事は、重要仮設処理設備の事故防止対策が

- あるので、本条を適用する。
- □ ないので、本条を適用しない。
- 1. 重要仮設処理設備の定義

重要仮設処理設備は、ポンプ場の機能や処理施設の重要な機能を担う仮設ポンプ設備、仮設配管、仮設電気設備等で、これらの仮設処理設備に事故等が発生した場合、汚水の流出および処理機能の停止や低下を招く恐れのあるもの。

- 2. 重要仮設処理設備の施工計画の留意事項
- (1) 受注者は、重要仮設処理設備の施工計画の作成に先立って、現地調査を行い、調査結果 を監督職員に報告すること。
- (2) 受注者は、重要仮設処理設備に関する施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受けること。なお、施工計画書においては、以下の事項に留意すること。
 - 1) 重要仮設処理設備の機能が停止した場合、代替機能が確保されていること、または被害防止の対応ができること。
 - 2) 重要仮設処理設備に関する運転・保守管理計画、事故防止対策、事故発生時の減災対策(資機材の現場備蓄、資機材の調達、簡易水質測定キットの備え等)、緊急連絡体制等を整備すること。
 - 3) 重要仮設処理設備に関する水理計算、容量計算、圧力計算等を実施すること。
 - 4) 重要仮設処理設備の使用期間をできる限り短くした工程の検討を行うこと。
 - 5) 重要仮設処理設備の運転開始は、緊急対応を考慮し、原則として週末、連休前を避け た工程計画とすること。
 - 6) 重要仮設処理設備の施工図作成において、仮設配管端部の閉塞は、圧力計算結果に基づきフランジ止またはスミ肉溶接止とすること。
- 3. 重要仮設処理設備の運転開始前の留意事項
- (1) 重要仮設処理設備への切換方法、運転管理、緊急連絡、緊急体制等について協議・調整 すること。
- (2) 土砂流入の可能性等の現場条件を踏まえた点検を実施すること。
- (3) 本設に準じた仮設配管の圧力試験を実施すること。
- (4) 本設を停止する前に重要仮設処理設備の試運転を実施すること。
- (5) 重要仮設処理設備の事故を想定した訓練を実施すること。
- 4. 重要仮設処理設備の運転期間中の留意事項
- (1) 定期的および現場立会時に重要仮設処理設備を点検するとともに運転・保守管理状況を監督職員に報告し、異常が認められた場合は速やかな対策を行うこと。
- (2) 台風の通過、接近や大雨が予想される場合、重要仮設処理設備の点検および警戒体制または非常体制をとること。
- (3) 台風、大雨等の警戒発令解除後および震度4以上の地震発生時には、速やかに重要仮説 処理設備を点検するとともに、点検結果を監督職員に報告すること。

第 7 条 積上げ計上項目

□総合試運転費(

1. 率計算によるほかに、	特に本設計書において積上げ計上した項目について■を符して表示す
る。	
□特許使用料()
□水道光熱電力量()
□機械経費(

	■仮設費(仮設止水板・排水ポンプ・交通誘導員、ガー	ドフェンス、敷銀	失板)
	□運搬費 ()		
	■準備費(産業廃棄物処理費・植栽)		
	□事業損失施設費 ()		
	□安全費()		
	□役務費 (□工事施工に要する電力等の基本料金))		
	(□総合試運転に要する電力等の基本料金))	
	(□その他 ())		
学 o	8条アスベスト調査等		
 	アスベスト事前調査は、石綿障害予防規則(平成	17 年厘८学働劣	今 91 早)に其づくもの
	とする。	11 一个上刀 割 目	
	1. 設備工事の完成年度		
		48年(西暦 1973	3 年)
	2. アスベスト含有の有無	10 十 (日周 1316	, _ ,
		有 □非含有	□未定
	3. 分析によるアスベスト含有の調査(「公共建築改修		
	9.1.1(5)による)		(VENCTY 1. Will)
	■ 行わない		
	ただし、ダクト、配管を撤去する場合、フランジ用	ガスケット、保温	黒材等に石綿が含有して
	いるか否かを、石綿障害予防規則に従い目視確認する		
	築物については、石綿含有しているものとして取り扱		, or 20 mg 2 / 2
	口 行う		
	分析調査 □本工事 □別途工事		
	調査方法 □JIS A 1481 による 調査対象及	及び箇所数()
	4. アスベスト含有材等の除去工事(「公共建築改修工		建築工事編)」
	9.1.5による)		
	口 行う		
	■ 行わない		
	5. 設備資材のアスベスト処理		
	(1) 配管の撤去 (アスベスト材を含有する成形保温材	.)	
	□ 本工事 □ 別途工事		
	□ 切断による方法		
	①撤去方法		
	ア. 配管の切断に先立ち、飛散防止措置として	成形保温材に飛散	対制剤を塗布するとと
	もに、成形保温材前のアスベストが含有し	ていない保温材を	を撤去する。

イ. ビニルシート等で成形保温材を包み、配管表面をテープ止めし、密閉する。

- ウ. 配管の切断は密閉部分の両側約 100 mmの箇所において慎重に行う。
- ②処分方法

撤去した配管は、特別管理産業廃棄物として構外搬出適切処分とする。

□ 現場区画を形成して処理する方法

防護区画を形成し飛散性アスベストとして処理する。

- □ グローブバックにより処理する方法
 - ①撤去方法

上記ア~ウの後、

エ. 当該成形保温材付き配管をグローブバックで覆い、離隔空間を形成して飛散抑制剤 を散布しながら、保温材の取外しを行う。

②処分方法

撤去した成形保温材は、特別管理産業廃棄物として構外搬出処分とする。

(2) アスベスト粉じん濃度測定

(「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」9.1.1(6)による。)

- □ 行う(場所・回数等は、下記による。)
- □ 行わない

第 9 条 発注図データの貸与

- 1. 完成図面作成等の利用に供するため、発注図面の CAD データを受注者に
 - □ 貸与する■ 貸与しない
- 2. 提供する CAD データは、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。
- 3. 図面と CAD データの内容に相違がある場合、図面の内容が優先する。

第10条 契約不適合責任期間

建設工事請負契約書第57条2項の契約不適合についての請求等をできる期間は2年と読み替える。

第11条 4週8休工事について

本工事は、4週8休工事の「対象工事」であり、発注方式は「受注者希望型」である。 実施内容については、大阪府都市整備部より公表されている「4週8休工事実施要領」を準 用するものとする。

第12条 工事施工チェックシートの使用

受注者は日本下水道事業団発行の工事施工チェックシートを準用して、施工品質の確保を図ること。なお、作成したチェックシートの写しを竣工時に完成図書と共に提出すること。

第2章 機械設備工事

§ 1 神崎川ゲート

1. 使用目的

鋳鉄製ゲートは、雨水ポンプ放流渠内に設け、止水を行うものである。

2. 仕 様

	項	ĺ	目		仕 様	備考
(1)	型			式	外ねじ式鋳鉄製ゲート	
(2)	吞	П	寸	法	幅 3,000 mm×高 2,000 mm	
(3)	水	密	方	式	4 方水密	
(4)	逆	圧 0	り有	無	無	
(5)	設	計	水	深	前面 8,287 mm 後面 0 mm	吞口底基準
(6)	操	作	水	深	前面 8,287 mm 後面 0 mm	吞口底基準
(7)	揚			程	約 2,060 mm	
(8)	数			量	1 門	
(9)	電	重	助	機	$3 \phi \times 7.5 \text{kW} \times 220 \text{V} \times 60 \text{Hz}$	

3.	標準仕様書の適用
•	W. I E IN E - 75713

第1章第4節§1に準拠

4. 標準仕様書選択項目及び範囲

(1) 開閉方式		
a)電動式		
開度発信器	了) 有	1) 無

(b) 手動式

可搬式開閉装置専用ハンドルア) 有イ) 無全開、全閉リミットスイッチ及びコンセントア) 有イ) 無

- (2) 自重降下による緊急閉鎖機構装置
- a) 有 (中央操作) b) 無
- (3) 開閉装置
 - a) 一連式 **b** 二連式
- (4) スピンドルカバーの材質
- a) SGP-白
 (b) SUS304
 (5) スピンドルカバー下部防食カバー(SUS304 TP)
 a) 有
 b) 無
- 5. 特記事項
 - ① 開閉装置台、スピンドル用中間振れ止め金具の取付は、十分強度を有すること。
 - ② 塗装については海水の混入があるため、塩化物対策を行うこと。

第3章 複合工

§ 1 鋼製加工品類

1. 鋼製加工品仕様及び施工範囲

番号	名称	設置場所	主寸法	材質	数量	備	考
1	手すり	神崎川ゲート	図面による	SS400+Zn メッキ	1式		
2	歩廊	神崎川ゲート	図面による	SS400+Zn メッキ	1式		
3	神崎川ゲート開 閉器架台	神崎川ゲート	図面による	SS400+Zn メッキ	1式		

一般仕様書の適用 機械設備工事一般仕様書による。

3. 特記事項

- 1) 詳細は、更新平断面図等による。
- 2) 本設備に必要な鋼製加工品類はすべて本工事とする。

§ 2 基礎工

1. 基礎仕様及び施工範囲

番号	名称	設置場所	主寸法	数量	備 考 (防食塗装、防水等)
1	神崎川ゲート基礎	神崎川ゲート	図面による	1箇所	
2	神崎川ゲート中間軸受基礎	神崎川ゲート	図面による	1箇所	

一般仕様書の適用 機械設備工事一般仕様書による。

3. 特記事項

1) 詳細は、更新平断面図等による。

第4章 撤去工

§ 1 撤去機器

1. 撤去機器仕様及び施工範囲

番号	名 称	設置場所	機器仕様	数量	備	考
1	神崎川ゲート	図面による	鋳鉄製角形ねじ式制水扉 2000×3000	1門		

2. 特記事項

- 1) 詳細は、図面による。
- 2)機器撤去に伴う基礎の撤去、復旧(仕舞)は本工事範囲とする。
- 3) 機器の撤去により不要となったボルト等は撤去し、撤去後の仕舞をすること。
- 4) 撤去品は、小曽根第2ポンプ場内に仮置きする。

§ 2 撤去鋼製加工品類

1. 撤去鋼製加工品仕様及び施工範囲

番号	名 称	設置場所	主寸法	材質	数量	備	考
1	手すり	神崎川ゲート	図面による	SS400+塗装	1式		
2	歩廊	神崎川ゲート	図面による	SS400+塗装	1式		
3	神崎川ゲート開閉器架台	神崎川ゲート	図面による	SS400+塗装	1式		

2. 特記事項

- 1) 詳細は、図面による。
- 2) 撤去品のうち、産業廃棄物の対象となるものは指定場所にて処分すること。
- 3) 鋼製加工品類の撤去に伴う基礎の撤去及び復旧(仕舞)は本工事範囲内とする。
- 4) 撤去品は、小曽根第2ポンプ場内に仮置きする。

§ 3 撤去基礎工

1. 撤去基礎仕様及び施工範囲

番号	名称	設置場所	主寸法	数量	備 考 (防食塗装、防水等)
1	神崎川ゲート基礎	神崎川ゲート	図面による	1箇所	
2	神崎川ゲート中間軸受基礎	神崎川ゲート	図面による	1箇所	

2. 特記事項

1)機器撤去に伴う基礎の撤去、復旧(仕舞)は本工事範囲とする。

第5章 仮設工

§ 1 概要

神崎川ゲート更新時には、雨水ポンプ放流渠内をドライ化して施工する必要があるため、雨水ポンプ放流渠の放流口に、河川側からの流入止水するために鋼製の角落しを設置する仮設工事を行うものです。

§ 2 仮設計画

- (1) 進入路(仮設図(6)参照)
- ・工事車両の動線に敷き鉄板を設置する。
- ・進入口と作業ヤード出入口に交通誘導員を配置する。
- ・進入口付近の道路標識の移設を行う。
- (2) 植栽撤去(仮設図(2)参照)
- ・施工範囲(作業ヤード)に工事用フェンス(チューブライト付き)を設置。
- ・ゲート・歩廊の撤去及び設置に支障のある植栽の撤去を行い、ゲートの撤去・据付施工後に復旧 を行う。
- (3) 仮設角落しの設置(撤去時も同様) (仮設図(1、3)参照)
- ・施工範囲(作業ヤード)に工事用フェンス(チューブライト付き)を設置。
- ・角落しの据付・引上げ(放流に伴う)・撤去時は歩行者道路を通行止(仮歩道設置)とする。
- ・道路を片側通行とし交通誘導員(両側)を配置、仮歩道とする。
- ・仮設角落しゲートの設置は神崎川河川内に設置する。

※角落しゲート設置後の雨天時対応

角落しゲート設置後においても、降雨により排水が必要となった場合は、速やかに引上げ作業を 行う。

- (4) 神崎川ゲート撤去・据付(開閉器架台・歩廊含む) (仮設図(4)参照)
- ・開閉器架台、歩廊設置のため仮設足場を設置。
- (5) 撤去品仮置き・塗膜剥離(仮設図(5)参照)
- ・撤去品の仮置きスペースの周囲に塗膜剥離(PCB)飛散防止の仮囲い養生を行う。
- (6) 植栽・芝生の復旧(仮設図(7)参照)
- ・ゲートの撤去・据付施工後に、撤去した植栽及び敷鉄板の設置範囲の芝生の復旧を行う。
- ・その他、工事に必要な撤去・移設等が発生した場合は、受注者の責任において復旧を行うこと

第6章 電気設備工事

§ 1 総論

本工事は、小曽根第2ポンプ場のゲート設備更新工事に伴う、配管配線工事等を施工範囲と する。

§ 2 工事範囲

1) 試験・調整

以下の機器は、全て既設流用とするが、工事後に動作試験等を実施する。

- ① ゲート設備コントロールセンタ
- ② ゲート設備補助継電器盤
- ③ 計装盤
- ④ 放流口・神崎川ゲート操作盤
- 2) 配線·配管
 - ① 各種ケーブル配線配管工事
 - ② 架空線用ポールの設置工事
 - ③ その他、上記に伴う諸工事の一切を含む

§ 3 試験・調整・配管・配線・その他

試験調整
 2) 配管・配線他
 3) 配管・配線他撤去
 1式

- 4) その他
 - ① 現有施設の運用をしながらの設備更新であるため、施設の信頼性、安全性を確保し粗雑な工事にならないように下記事項に十分留意し切替を行うこと。
 - ・雨天などにより設備の運転が必要な場合は、工事を中断し設備の運用を優先し、運転 稼働に協力すること。
 - ・自主的な点検、予防安全等を実施し、切替完了引渡までに現有施設の信頼性を確保すること。
 - ・切替手順等については十分に検討し監督職員と詳細に協議を行い施工すること。
 - ・稼働中の施設で工事を行うにあたり、施設の運転に影響を及ぼさないように現場を十分に調査検討すること。設備影響は最小限とすること。また、火気には十分注意し、施工施すること。
 - ② 関連工事との作業協調を図り、工程管理に十分配慮すること。
 - ③ その他本工事に関連する必要な仮設など一切を含むものとする。